

第1章 計画の前提条件

1. みどりの基本計画とは

1

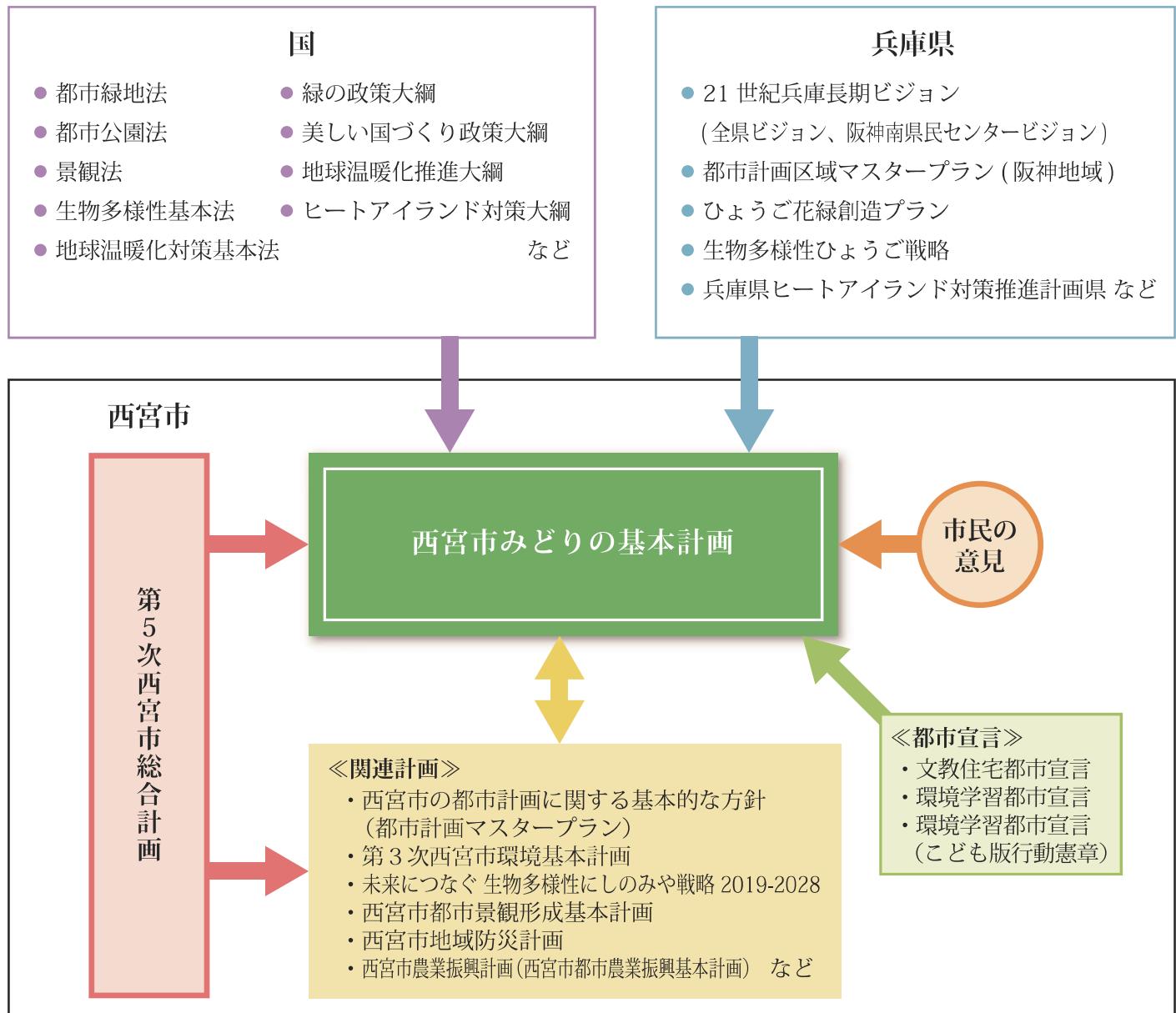
みどりの基本計画の定義

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に規定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、これは、市町村が公園緑地の整備や維持管理、緑化の推進、自

改定の目的

本市では、平成14年(2002年)に定めた「西宮市緑の基本計画」(以下、「前計画」と表記。)に基づき、各種取組を進めてきましたが、法律の改正や、社会情勢の変化、上位計画・関連計画の改定など、これまでに前計画の前提となる事柄に変化があったため、それらを本計画に反映させることをひとつの目的に、前計画を改定しました。

■図1:本計画の位置付け



2. 本計画における「緑」、「みどり」、「緑地」の定義

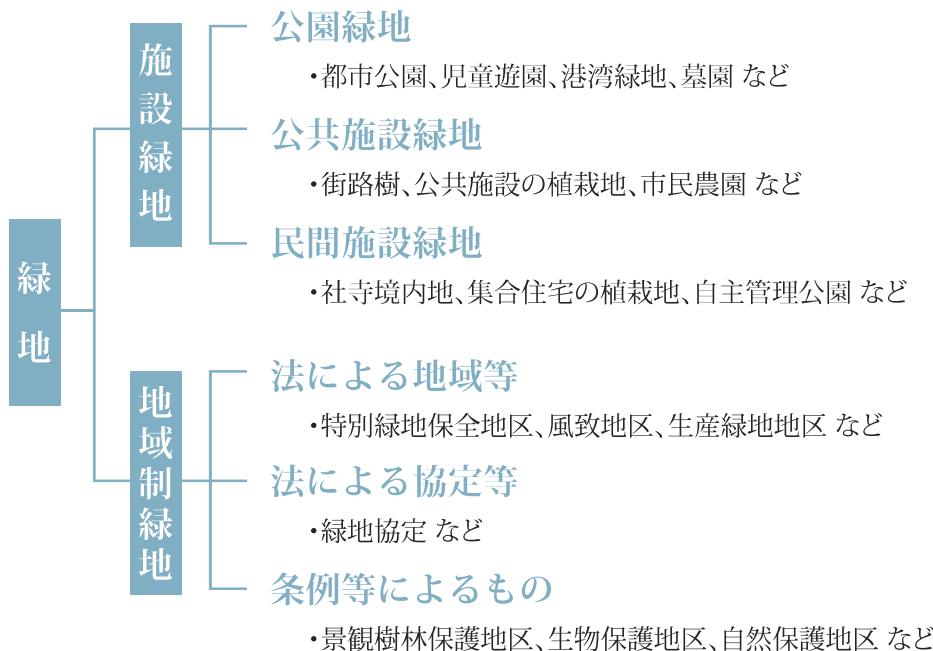
本計画で用いる「緑」とは、樹木や草花などの“植物”と、公園や樹林地、農地、河川・海岸の水辺、住宅の庭などの“自然のある空間”を指します。

本計画で用いる「みどり」は、上記の“植物”と“自然のある空

間”としての「緑」と、その「緑」を利活用する人々の“営み”を含めた概念を指します。

また、「緑地」とは、図2のとおり、“施設緑地”と“地域制緑地”的2つに分類される法制度に基づくものを指します。

■図2:緑地の分類



■表1:本計画における「緑」、「みどり」、「緑地」の定義

緑	樹木や草花などの“植物” 公園や樹林地、農地、河川・海岸の水辺、住宅の庭などの“自然のある空間”
みどり	緑と、緑を利活用する人々の“営み”を含めた概念
緑地	“施設緑地”と“地域制緑地”的2つに分類される法制度に基づくもの

3. みどりの機能

都市のみどりは快適で安全な生活に必要なものであり、
以下に代表される多様な機能を持っています。

1

■表2:みどりの機能



夙川と市街地



キアシギ



津門中央公園



浜甲子園



仁川緑地(広河原)

■ 都市環境の保全

- ・樹林地などによる大気の浄化、酸素の供給、
ヒートアイランド現象の緩和、騒音防止、防塵
- ・低(脱)炭素社会への貢献 など

■ 生物多様性の保全

- ・多様な生き物の生息・生育の場、移動空間
- ・生き物と触れ合い、自然を大切にする心を
育むための環境学習の場 など

■ 防災・減災

- ・災害時の延焼防止、避難地、避難路の確保
- ・雨水の一時的な貯留による水害や土砂災害の防止
- ・災害時の救援・復旧活動の拠点 など

■ 景観形成

- ・四季の変化によるまちなみの潤いと安らぎ
- ・自然と歴史に基づく地域固有の景観
- ・地域への愛着や誇り など

■ レクリエーション

- ・身近な遊び場、憩いの場、健康づくりの場、
地域のコミュニティ活動の場
- ・子供の健やかな成長
- ・市民生活のゆとりと潤い など

4. 本計画のフレーム

計画期間

本計画は、上位計画である「第5次西宮市総合計画」の策定(計画期間:令和元年度～令和10年度(2019年度～2028年度))を受けて検討することから、その計画期間を

■表3:計画期間

令和2年度～令和11年度(2020年度～2029年度)(10年間)

計画対象区域

本計画の対象区域は、市域全域とします。

■表4:計画対象区域

計画対象区域	(都市計画区域)	市域全域(10,025ha)
	(市街化区域)	5,219ha
	(市街化調整区域)	4,806ha

出典) 平成28年(2016年)3月29日、兵庫県告示第375号

都市計画区域内の人口の見通し

本市の人口は、現状、486,768人ですが、今後の人口は減少傾向となり、本計画の目標年次である令和11年(2029年)には476,684人(参考値)と予測しています。

■表5:人口の見通し

現在の人口	486,768人 (平成31年(2019年) 4月1日現在)
人口見通し	476,684人 (令和11年(2029年))

注1) 人口見通しは、西宮市の人口推計に基づく参考値

計画の構成

本計画は、以下の内容により構成しています。

■図3:本計画の構成

第2章 計画改定の背景と視点

- ・西宮市の緑の現況
- ・みどりに関する市民意識

第3章 計画の方向性

- ・まちの将来像
- ・みどりに関するまちづくりの課題

第4章 本市が目指すみどりの姿

- ・基本理念
- ・計画指標

第5章 行動計画

- ・市域全体に関する行動計画
- ・地域別行動計画

第6章 計画の円滑な推進に向けて

- ・協働による推進体制
- ・進行管理